

連続市民講座・2014年度前期

「緊張する東アジア国際関係—何が東アジア平和の障害となっているのか」  
(2014年6月27日)

## 北朝鮮の核と拉致問題

広島市立大学広島平和研究所准教授  
孫 賢 鎮

### はじめに

現在、朝鮮半島をめぐる様々な問題が周辺国へ波及している。朝鮮半島は韓国(大韓民国)と北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)に分断され、政治、軍事、経済など、あらゆる分野において激しい体制競争が行われている。また韓国にとって北朝鮮による様々な脅威は、同じ朝鮮半島にある国にもかかわらず国家安保への脅威となっている。その中で、最も憂慮される脅威であり、また非人道的問題としてあげられているのは北朝鮮の核・ミサイル開発と拉致問題である。特に北朝鮮の核及びミサイル問題は北東アジア地域の安全保障のみならず、世界の平和にも大きな問題となっている。北朝鮮の核問題は核事故による安全保障上の問題、核移転、核テロなど様々な問題が懸念されており、北朝鮮の核、ミサイル問題が地域に及ぼす影響は深刻である。この問題は韓国、日本など周辺国の軍事費の増大や、不安定な地域情勢による国際的信頼度下落につながる。軍事面でも地域軍事協力体制の二分化(韓国・日本・米国vs北朝鮮・中国・ロシア)による地域不安定化の原因となる。北朝鮮の核開発、ミサイルを放棄させるためには国際関係の枠組おうみの中での解決策を探す必要がある。このためには日本、韓国、米国など各国のリーダーの役割が重要である。

他方、北朝鮮による拉致問題は韓国、日本において最も重要な問題として認識されている。韓国は北朝鮮と協議する際、拉致被害者、国軍捕虜問題を最優先課題として取り上げ、身元確認、送還などを要求している。日本でも拉致問題は「国家主権及び国民の生命と安全に関わる問題であり、この問題の解決なくして日朝の国交正常化はありません」と主張している。

このような問題を念頭において、今回の市民講座では北朝鮮の核問題と韓国の拉致問題を中心に述べたい。

## I 北朝鮮の核問題

### 1. 北朝鮮の核開発の歴史的背景

#### ① 広島、長崎への原爆投下

北朝鮮の核開発の直接的動機は、1945年の米国による日本への核爆弾投下がその原因とされている。広島・長崎に投下された核爆弾の威力を知った金日成は核兵器の威力に脅威を感じ、韓国戦争(1950.6.25～1953.7.27)でも米国による核兵器の使用を恐れていた。広島・長崎に原爆を投下した米国は、その後も他国との交渉において、常に核の使用を前提として対応してきた。韓国戦争中のマッカーサー連合軍最高司令官による原爆使用計画もその典型例である。

#### ② ソ連との関係

北朝鮮の核開発の背景として、ソ連との関係を考えなくてはならない。そもそも北朝鮮の政権の正統性はソ連に依存し様々な支援を受けて成り立ってきた。核開発に関して北朝鮮は1956年3月、ソ連の「ドブナ多国籍核研究所」の設立に参加するためにソ連との核協定を締結した。北朝鮮は30人余りの研究員を派遣し核技術を習得させて北朝鮮内に「放射化学研究所」を設立するなど、核開発に対する強い意志を示している。しかし、スターリンの死後、ソ連の対北朝鮮政策の変化によってソ連からの核技術などの受け入れが難しくなった。決定的であったのはソ連の崩壊である。それによりソ連からの核の傘の提供は期待できなくなったのである。

#### ③ 主体思想

主体思想は北朝鮮及び朝鮮労働党の政治思想である。この思想はソ連の最高指導者であったスターリンが死亡した後行われた金日成の演説のなかで使われた言葉である。すなわち主体思想は思想の主体、政治における自主、経済における自立、国防における

自衛の四つの柱によって国家は主体を確立し真の独立国家として成り立つという内容である。自国の運命を自ら決めるためには、自衛力を高めるしかなく、核兵器の保有が唯一の手段であると信じている。

#### ④ 社会主義国家の崩壊

北朝鮮が核兵器の開発を力強く推進した原因の一つは1980年代後半から始まった社会主義国家の崩壊など国際社会の変化である。1989年6月には中国の天安門事件が勃発し、同年11月、ドイツのベルリンの壁が崩壊、また12月には米ソ冷戦が終結する。しかし、1991年には社会主義の祖国と呼ばれたソ連が崩壊し始め、東欧圏諸国の激変を迎えた。1992年8月には中国が韓国と国交を樹立し、ますます危機感を感じた北朝鮮の指導部は核開発を本格化した。このような状況が北朝鮮の核兵器開発の原因の一つであると考えられる。

## 2. 北朝鮮の核開発の意図

北朝鮮は国連の制裁決議を無視して3回にわたって核実験を行い、ミサイルを発射するなど国際社会を挑発している。北朝鮮にとっては、核兵器の保有自体が自らの体制を維持すると同時に外交交渉のカードとして活用するという意味を持つ。北朝鮮の核開発の意図は様々あげられているが以下に重要な4点を紹介する。

### ① 赤化統一

北朝鮮は朝鮮戦争以降、韓国を米国から解放するという赤化統一戦略で朝鮮半島を統一するという戦略を持っている。すなわち、分断されている朝鮮半島において、北朝鮮が主導し、武力による統一を果たすことである。朝鮮半島の赤化統一のために1962年に4大軍事路線(全軍の幹部化、全軍の近代化、全人民の武將化、全国の要塞化)に基づいて軍事力を増強してきた。極めて厳しい経済事情にもかかわらず、引き続き軍事建設を重要視している。

### ② 体制維持

韓国の発展によって経済的格差が拡大し体制競争に敗北した北朝鮮は、生き残るために核兵器開発に着手したと思われる。思想及び経済的に失敗した国家は体制の不安定な状況下で、核兵器が国内の結束及び外部からの脅威を遮断する唯一の手段であると確信している。北朝鮮にとって核兵器やミサイル開発が体制維持と不可分な関係にある。

### ③強盛大国

金日成の死後、軍事重視政策を継続し、軍を強盛大国の主力とした。北朝鮮は、2012年4月15日の金日成生誕100周年の日に「強盛大国の大門を開く」という北朝鮮の国づくりを目標として国家的なセレモニーを行っている。その時、金正恩が初めて肉声で演説を行い『平和より自主と尊厳が重要だ』と述べ内部的に脆弱な金正恩が体制安定のために戦略的に選択した突破カードとも考えられる。また、北朝鮮は2012年4月憲法を改定し、序文に「核保有国」であることを明記した。これは1992年に発効された南北非核化宣言を20年後に完全に否定したことになる。今後、北朝鮮は米国と非核化ではなく、相互核兵器縮小や韓国に対する米国の「核の傘」撤廃を交渉するという戦略であると分析される。

### ④先軍政治

1990年代後半、北朝鮮は強盛大国建設を国家目標に掲げ、それを実現する政治手法として「先軍政治」を提唱した。「先軍政治」は軍を重視する政策という意味で1998年10月20日、朝鮮中央放送が論説の中で初めて使用した。朝鮮中央放送は、先軍政治について「軍事先行が原則であり、革命と建設において起こるあらゆる問題を解決し、軍隊を革命の柱として社会主義の偉業を推し進める政治である」と説明している。先軍政治によって、「党、国家、社会生活のあらゆる分野で、軍重視思想を徹底、具現していかなければならない」とされた。（『労働新聞』1999.6.16）

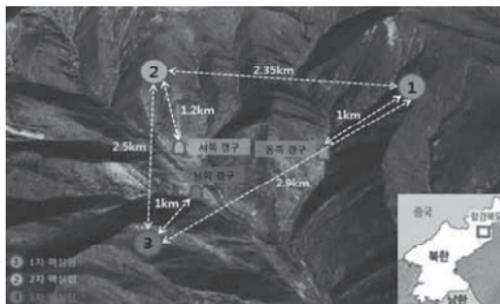
金日成は第1次核危機(1993年3月NPT脱退から1994年10月のジュネーブ合意)の際、米国との直接交渉の重要性を認識し始めた。すなわち、対米協議の結果、北朝鮮は核を凍結する代わりに軽水炉2基、年50万トンの重油などエネルギー支援を受ける事になった。

それに加えて、北朝鮮は常に休戦協定から平和協定への転換、北朝鮮不可侵、体制保障を要求し協議の前提条件として提示した。北朝鮮の立場から見れば体制維持の保障が確保できなければ核兵器の廃棄は困難であろう。韓国の最大の安保ジレンマである北朝鮮の核問題は国際社会にとってもジレンマである。北朝鮮の核問題を処理する過程では、国際関係の糸が複雑に絡み合っており、北朝鮮の核放棄と体制維持の保障の掛け合いは困難である。

### 3. 北朝鮮の核及びミサイル開発の状況

北朝鮮はすでに3回にわたって核実験を行っている。(1次・2006.10.9、2次・2009.5.25、3次・2013.2.12) 北朝鮮は第3次の核実験の後、核兵器の小型化・軽量化に成功したと発表した。(2013.3 朝鮮中央通信・核先制攻撃の権利行使、核戦争などに言及し威嚇)

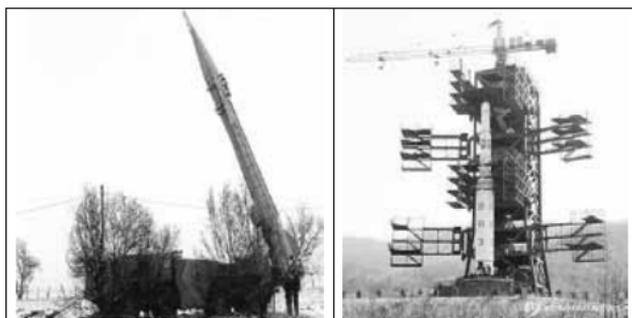
#### 【豊溪里核実験場所】



【出処:統一研究院、『2013北朝鮮核プログラム及び能力評価』】

2012年4月北朝鮮で開発・製造された3段式のロケット(銀河3号)を打ち上げ、同年12月12日、人工衛星(光明星3号2号機)の打ち上げと称して、ミサイル発射実験を行った。この実験によって北朝鮮は大陸間弾道ミサイル技術を完成させたものと見られている。

しかし、韓国の国防部は北朝鮮の核の軽量化・小型化には成功していないと判断したが、他方、北朝鮮のミサイル技術が極めて高い水準にあると推測した。



【弾道ミサイル】

【銀河3号】

【北朝鮮のミサイル開発の経過】

年度	主要内容
1970年代初	中国のミサイル開発計画の参加、ミサイル技術獲得(推定)
1976～1981	ソ連製 SCUD-Bミサイル及び発射台をエジプトから輸入し逆設計 / 開発
1984.4	SCUD-B ミサイル最初実験発射
1986.5	SCUD-C ミサイル実験発射
1988	SCUD- B/C 作戦配置
<b>1990.5</b>	<b>ノドンミサイル最初の実験発射</b>
1991.6	SCUD-Cミサイル発射
1993.5	ノドンミサイル実験発射
1998	ノドンミサイル作戦配置
<b>1998.8</b>	<b>大浦洞1号ミサイルの実験発射(北朝鮮：衛星発射の主張)</b>
<b>2006.7</b>	<b>大浦洞2号実験発射及びノドン・SCUD ミサイル発射</b>
2007	舞水端ミサイル作戦配置
2009.4	長距離ミサイル(改良型大浦洞2号)発射(北朝鮮:衛星発射主張)

2009.7	ノドンミサイル・SCUDミサイル発射
2012.4	長距離ミサイル(改良型大浦洞2号)発射(北朝鮮:衛星発射主張)

【出处: 韓国国防部、『国防白書 2012』、p. 292】

【北朝鮮のミサイルの種類】

区分	SCUD B	SCUD C	ノドン	舞水端	大浦洞 1号	大浦洞 2号	新型ミサイル
射程距離 (km)	300	500	1300	3000以上	2500	6700以上	未詳
弾頭重量 (kg)	1000	770	700	650	500	650~1000 (推定)	未詳
備考	作戦配置	作戦配置	作戦配置	作戦配置	実験発射	開発中	開発中

【出处: 韓国国防部、『国防白書 2012』、p. 292】

現在、北朝鮮のミサイル保有について、SCUD 600以上、ノドン200以上、その他など1,000以上のミサイルを保有していると判断した。(2010国防白書、韓国国防部) 北朝鮮は2010年10月朝鮮労働党の創建65周年記念軍事パレードで舞水端ミサイル公開し、2012年4月15日、太陽節には新型ミサイル、KN-08、射程距離5,000km以上のミサイルを公開した。

【KN-08、長距離ミサイル】



4. 北朝鮮の核保有の現況

北朝鮮の重要な核施設である寧邊(ヨンビョン)核施設(5MWe原子炉)から50kgの武器級プルトニウムを抽出(2013『2013北朝鮮の核プログラム及び能力評価』)したと考えられている。また、第1次の核実験で2~4kg、第2~3次の核実験で6~8kg使用など、9~12kg使用したとみられている。現在、北朝鮮は核プルトニウムを30±5kg保有し、これは核兵器6~7個(推定)の量であると分析されている。米国科学国際安全保障研究所(Institute for science and International Security: ISIS) 報告書(2012.8)では、プルトニウムの保有量が34~36kgと6~18個の核兵器を保有していると分析している。また、英国国際戦略問題研究所(The International Institute for Strategic Studies: IISS)は、42~46kgのプルトニウムを保有して、7~11個の核兵器製造が可能であると分析している。他方、北朝鮮は高濃縮ウランも保有していると推測している。(100kg保有で年間4個の戦略核兵器の製造が可能)

### 【北朝鮮の主要核施設】



現在、北朝鮮はNPT体制の外で核兵器、ミサイル開発を継続し、体制保障を要求している。具体的には駐韓米軍の縮減、核の傘の撤廃など対北の威嚇除去措置を要求しながら米国との関係正常化及び経済支援のために米国との核軍縮協議を推進している。

## 5. 北朝鮮の核問題に対する国際的対応

国際社会は北朝鮮の核開発及びミサイル発射に関して国連安保理決議案を採択して北朝鮮の挑発を非難している。安保理は緊急会合を開き、北朝鮮に対する制裁を一段と強化する決議案を採択し、加盟国には制裁の実効が上がるように協力を求めるとともに、北朝鮮には自制を求めている。北朝鮮は当然これに反発し、核兵器の開発やミサイルの発射は自衛のためであると主張している。また、北朝鮮の核問題を解決するための枠組みである6者協議に対しても一切応じないと拒否している状況である。

### ① 国連安全保障理事会の決議案の採択

#### 【国連決議案】

決議案	年度	原因	主要内容
825号	1993.5.11	NPT脱退 (1993.3.12)	NPT脱退宣言の再考を促す
1695号	2006.7.15	ミサイル 発射 (2006.7.5)	ミサイル関連物資、商品、技術など北朝鮮への移転の禁止
1718号	2006.10.13	1次核実験	物的規制(通常兵器、WMD、贅沢品など)、金融規制、出入国規制、貨物検査強化など措置
1874号	2009.6.12	2次核実験	1718号+貨物及び海上での船舶検査の強化、金融・経済制裁の強化、武器禁輸措置拡大
2087号	2012.1.22	長距離ミサイル発射 (2012.12.12)	決議案1718号及び1874号の制裁対象の拡大、金融機関の活動監視強化、対北朝鮮輸出の統制強化など追加措置
2094号	2013.3.7	3次核実験	制裁対象と統制品拡大、金融制裁、貨物検査、船舶・航空機の遮断、禁輸措置の実質的強化など

## ②6者協議

北朝鮮の核問題に対する国連の決議案の採択によるのではなく、外交努力で対応することを主眼とし、2003年8月以降、6者協議（中国を議長国とし、日本、米国、韓国、ロシア、北朝鮮が参加）による枠組みを設けている。2005年9月19日に採択された6者協議の共同声明においては、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画を検証可能な形で放棄すること、NPT及びIAEA保障措置に早期に復帰することが約束されている。（“The DPRK committed to abandoning all nuclear weapons and existing nuclear programs and returning, at an early date, to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and to IAEA safeguard.”）しかし、北朝鮮は米国による金融措置を理由に6者協議への参加を拒否し、ミサイル発射や核実験を繰り返して6者協議自体を有名無実化している。現在北朝鮮は6者協議の無用論と非核化撤回の宣言をしたため、6者協議の枠組みでの議論に限界を迎えている。

## II 北朝鮮の拉致問題（韓国）

### 1. 概要

北朝鮮による拉致は日本で最も重要な問題であり、韓国でも最優先に解決しなければならない問題である。韓国では‘拉致被害者’を‘拉北者’と言う。韓国での‘拉北者’はその発生の時期によって分類されている。すなわち、韓国戦争（朝鮮戦争）が勃発した1950年6月25日から休戦協定が結ばれた1953年7月27日の間で拉致された人を‘戦時拉北者’、休戦協定以降に拉致された人を‘戦後拉北者’と呼ぶ。戦後拉北者の数は総数3,835人に及び、その内3,319人が帰還し、2014年7月現在516人の韓国人が北朝鮮に抑留されている。（韓国統一部の資料参考）

北朝鮮による拉致事件は1960年代から1970年代に集中的に行われている。この時期は国際的に冷戦が激化し、南北関係も厳しい

時期でもあった。北朝鮮は漁労作業中の韓国の漁船を強制拿捕したり韓国の国内に侵入し対象者を物色して拉致したり様々な方法で拉致を行った。北朝鮮に拉致(拉北)された人々は徹底した監視下で対南放送やスパイ教育に利用された。日本人の拉致被害者は日本語の教育のため利用されていたのである。

北朝鮮による拉致問題に対して韓国政府は2007年に『軍事停戦に関する協定締結以後の拉北被害者の補償及び支援に関する法律』(以下、『戦後拉北者法』、2007.4.27制定)を制定して拉北被害者及びその家族の支援などを決定した。

## 2. 法律上の戦後拉北者の定義

『戦後拉北者法』上の戦後拉北者とは“大韓民国の国民として1953.7.27韓国軍事停戦に関する協定の締結以降、本人の意思に反して南韓(軍事境界線の以南地域)から北韓(軍事境界線の以北地域)に入って居住するようになった者”とされている。(戦後拉北者法第2条) また、帰還拉北者は北朝鮮を抜け出して帰還した拉北者で3年以上拉致された帰還拉北者またその家族又は3年以上拉北されて帰還していないか、北朝鮮に居住中死亡した拉北者の家族が法律の支援の対象になっている。

## 3. 類型による拉北

### ① 海上拉北

海上での拉北は北朝鮮の警備船が北方限界線(Northern Limit Line:NLL)付近で魚労作業中またはエンジンの故障で漂流している韓国の漁船を拿捕したケースが多い。しかし、北朝鮮側は韓国の漁船が自ら越北したと主張したり、魚労行為ではなくスパイ行為をしたと主張し、送還拒否または遅延した。

### ② 南派スパイによる民間人の拉致

これは韓国の国内に潜入した北朝鮮のスパイによる拉致で海水

浴場や海岸などで拉致して北朝鮮に連れ去るケースである。日本の拉致被害者である横田めぐみの夫とされる金英南（1978.8.5、全南、群山、仙遊島海水浴場）もこのケースである。その他、4人の当時高校生が拉致されたことが判明している。拉致された高校生は北朝鮮で思想教育、対南工作訓練を経てスパイ教育官として利用されたと把握している。



(金英南と韓国の家族が再会する場面)

### ③海外拉致

北朝鮮による海外拉致は西ドイツ、オーストリア、香港、タイなど行われていた。その対象は旅行者、現地企業の労働者、企業の駐在員、宣教師などである。現在、海外で拉致された韓国人は、総計20人の身元が確認され、その内12人がまだ北朝鮮に抑留されていると把握されている。

### ④飛行機ハイジャック

1969年12月11日、江陵発金浦行き大韓航空機（乗務員4人、乗客46人、計50人）が韓国に侵入した北朝鮮のスパイによってハイジャックされた事件である。その後、北朝鮮は1970年2月14日に乗客39人を送還したが、乗務員4人と乗客7人は未送還のままである。

### ⑤海軍、海洋警察

韓国の海軍、海洋警察の巡視船が漁船の保護活動中、北朝鮮の奇襲攻撃によって拿捕されたケースである。1970年6月5日、西海

公海上で韓国海軍偵察艦(I-2艇、海軍20人)、1974年6月28日、東海漁労区域で沈没(警察2人)。

【戦後拉北者の現況】

区分	計	魚師	KAL	軍・警察	その他		
					国内	海外	
拉北人の合計	3,835	3,729	50	30	6	20	
帰還者	送還者	3,310	3,263	39	-	-	8
	脱北帰還者	9	9				
抑留者	<b>516</b>	457	11	30	6	12	

(統一部、内部資料、2014.1.24)

北朝鮮の抑留対象になった人は北朝鮮当局の懐柔と脅迫により自ら韓国への帰還を放棄した人が多い。また、北朝鮮生まれの人、利用価値が高い人(情報獲得)、韓国及び国際社会に認知されていない場合、送還要求が低い場合などである。抑留された拉北者は北朝鮮の体制宣伝活動、対南心理戦、スパイ教育、工作要員などの利用価値が高い分野で積極的に利用されたり、「以南化教育官」として南派スパイ養成機関に配置し教員として利用されていたことが判明している。その後、利用価値がなくなった場合は政治犯収容所、炭鉱、工場などに配置されている。(AI報告書、国家情報院)



【韓国の拉北者の団体写真と日本の拉致被害者】

4. 拉北者問題の国内的対応

拉北者問題に対して韓国政府は身元確認及び送還などを北朝鮮に要請している。しかし、北朝鮮側は拉北者は北朝鮮に滞在を希望する者であるという理由で拉北者の存在自体を否定している。北朝鮮は拉北者の用語も‘失踪者’、‘戦争時期行方不明者’として扱って対応している。これに対して韓国は南北赤十字会談(2006、第7次)で‘戦争時期及びそれ以降の時期に行方を知ることができなくなった人々’と合議して離散家族再会時に拉北者を再会するようにしたことがある。法律的には『軍事停戦に関する協定締結以後の拉北被害者の補償及び支援に関する法律』(2007.4.27 公布、2007.10.28施行)を制定して拉北者またはその家族を支援をしている。具体的な支援内容は以下である。

【拉北被害者法定支援内容】

区分	支給対象	支給金額
被害見舞金	3年以上拉北されている者の家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 月最低賃金の36倍の範囲内で支給</li> <li>- 月最低賃金X拉北年数</li> <li>- 65歳以上の場合10%加算</li> <li>● 最高額: 3,580万ウォン</li> </ul>
定着金	3年以上拉北後、帰還者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定着金: 月最低賃金額の200倍の範囲内</li> <li>- 基本金100倍, 加算金(年齢、健康、勤労能力など)100倍</li> <li>● 住宅支援金: 7,000万ウォン(別途支給)</li> <li>● 最高額: 2億5千万ウォン(定着金+住宅支援金)</li> </ul>
補償金	拉北者及び家族、国家公権力による死亡、傷害被害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡者: 死亡当時の賃金など勘案して補償</li> <li>● 傷害者: 労働喪失率、将来の雇用可能期間などを勘案して補償</li> </ul>

医療 支援金	補償金の対象者の内、 傷害を受けた家族や帰 還拉北者本人	● 治療費、看護費、義肢等の 補装具の購入費
-----------	------------------------------------	---------------------------

## 5. 拉北者問題の国際的対応

北朝鮮による戦時民間人拉致行為は「民間人の強制移送と強制抑留を禁止」（ジュネーブ第4協約に反する行為）、戦後民間人拉致行為は「国際法上反人道的犯罪及び戦争犯罪」に対する違反となっている。最も拉致問題は人道主義的なアプローチが要求される事案として国際人権規約による最も重大な人権侵害の問題である。

### 世界人権宣言第13条第2項

“すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。”

### 市民的及び政治的権利に関する国際規約第12条第2項及び第4項

“すべてのものは、いずれの国(自国を含む。)からも自由に離れることができる。“何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。”

### 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance)

第2条“「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団は、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいう。”

2014年2月17日、国連では「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(Commission of Inquiry: COI) 報告書で北朝鮮の人権問題を発表した。(A/HRC/25/CRP.1) この報告書では、北朝鮮による拉致及び人権侵害問題を「北朝鮮政府、最高指令部による組織的、広汎かつ重大な人権侵害が長期にわたり行われており、現在も進行中だと指摘(人道に対する犯罪)」として発表したのである。このような犯罪行為は国際刑事裁判所(International Criminal Court: ICC)の管轄対象犯罪または保護する責任(Responsibility to Protect: R2P)と関連していると指摘したのである。

## 結論

北朝鮮の核問題及び拉致問題は国際枠組みの中で協力体制の構築が重要である。現在、北朝鮮の核問題を解決するための6者協議は一進一退を繰り返して、本来の目的を達成することができないまま現在足踏み状態にある。北朝鮮の参加と協力がなければ今後の6者協議は不透明な状態のままである。6者協議は北朝鮮の核問題という地域の懸案を多国家が協議して調整する最初の枠組みである。北朝鮮の立場から見れば6者協議は北朝鮮の非核化論議の過程で様々な難題を解くための懸案調停機能を提供したことは間違いない。今後6者協議は北朝鮮の核問題の解決とともに地域安定の構図を害する国家に対して処罰よりは対話と説得を通じて地域安全保障の定着の枠組みに発展させる必要がある。

拉致問題に対しは人道的問題、人権問題として北朝鮮を説得する必要がある。北朝鮮の核問題及び拉致問題の解決は北東アジア、世界平和の前提条件である。また、核問題、拉致問題の解決は北朝鮮の人権と民主化問題と直結している。今後、北朝鮮の人権、民主化のためには各国は協力して対応しなければならない。地域の安保危機は経済危機と共存している。したがって、北朝鮮の核と拉致問題を解決するためには韓国と日本の連帯協力が重要であ

る。近年、この地域には日本の集団的自衛権、領土問題、歴史論争など様々な問題が存在しているのは事実である。しかし、地域の安保及び平和のためには新たな地域安保体制の構築を模索しなければならない。